

# 福岡県公報

令和五年五月二日  
第三百九十四号  
増刊  
①

## 目次

告 示 (第三百号)

○技能検定の合格証書に関する規程の一部を改正する告示

(職業能力開発課) ……………一

人事委員会

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………三

## 告 示

福岡県告示第三百号

技能検定の合格証書に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月二日

福岡県知事 服部 誠太郎

技能検定の合格証書に関する規程の一部を改正する告示

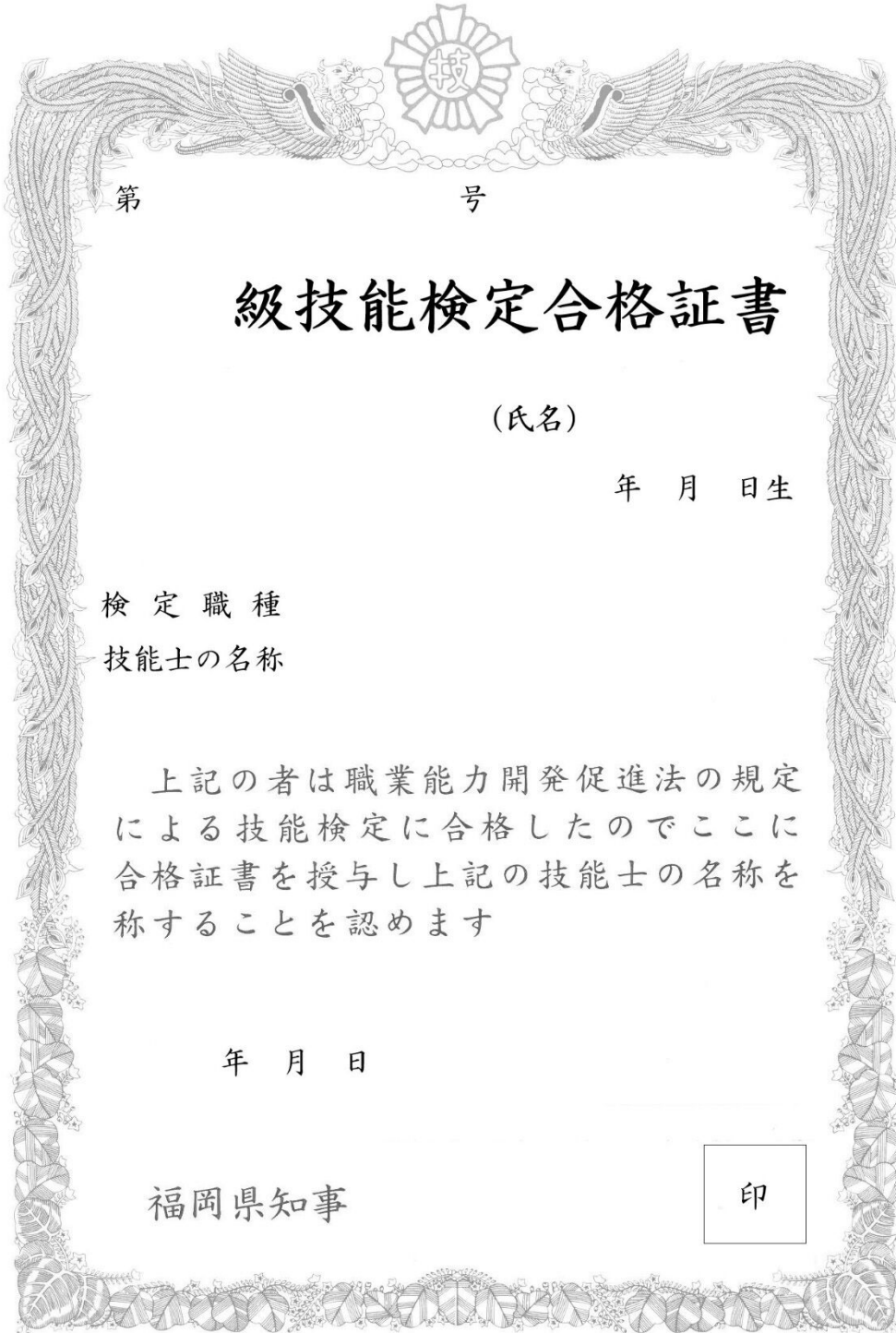
部を次のように改正する。  
第一条中「第六十五条」を「第四十九条」に改める。

第二条中「次の各号に掲げる技能検定の区分に応じ、当該各号に定める様式」を「別

記様式」に改め、同条各号を削る。

様式第一号を次のように改め、同様式を別記様式とする。

別記様式（第2条関係）



第 号

## 級技能検定合格証書

(氏名)

年 月 日生

検定職種  
技能士の名称

上記の者は職業能力開発促進法の規定  
による技能検定に合格したのでここに  
合格証書を授与し上記の技能士の名称を  
称することを認めます

年 月 日

福岡県知事

印

様式第二号から様式第四号までを削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年五月二日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十八号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

選挙管理委員会	企画主査			
選挙管理委員会	企画主査 指導主査	参事補佐 主幹		参事

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。